

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>・本件提案は、あくまでも現地調整所の設置を迅速に行うため、「緊急自動車」を規定した道路交通法施行令第13条第1項へ「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車」の追加を求めるものである。</p> <p>・そして、現地調整所の設置を迅速に行うためには、現地に迅速に到達するという観点からは、</p> <p>①国民保護法第155条に基づく交通規制区域内における通行の保障とともに、</p> <p>②国民保護法第155条に基づく交通規制区域に到達するまでの当該交通規制区域外における通行の保障の2点が必要である。</p> <p>・特に爆破やBCテロなどの緊急対処事態に分類される事態では、当該規制区域が特定場所周辺に局限されることから②の比重が大きくなると考える。</p> <p>・警察庁からの1次回答によって①については通行の保障が確保されたと解することもできる。しかしながら、②については、緊急自動車である警察用自動車に誘導されるという方法(道路交通法施行令第13条第2項)以外には対応することができず、非常時における警察用自動車による誘導を要請する手続きや合流に要する時間を考慮すると、迅速な対応が可能であるとはいいがたい。</p> <p>・このため、現地調整所の設置を目的とした国民保護法第155条に基づく交通規制区域に到達するまでの当該交通規制区域外における通行を保障すべく、道路交通法施行令第13条第1項への「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車」の追加を引き続き検討されたい。</p>		<p>【千葉県】</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第39条における必要な車両(緊急通行車両)以外の車両の通行を禁止又は制限する措置を実施する必要性の判断を行う段階においては、迅速な通行が担保されているとは言えない。</p> <p>また、これら措置を実施すべき場合であつて、事故等により既に渋滞が発生している状況においては、国民の保護のための措置を実施するために必要な車両(緊急通行車両)以外の車両の通行を禁止又は制限する措置が間に合わず、当該任務の的確かつ迅速な実施は現行法令の通行の禁止又は制限の規定により担保されているとは言えない。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づく国民保護措置の実施等に当たり、地方公共団体が現地調整所の迅速な設置のための出動に使用する自動車(以下「本件自動車」という。)については、第1次回答で述べたとおり、国民保護法に基づく緊急通行車両として位置付けられ、当該任務の的確かつ迅速な実施のために必要な場合には、国民保護法第155条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限されることとなる。</p> <p>当該通行の禁止等は、国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、「爆破やBCテロなどの緊急対処事態に分類される事態では、当該規制区域が特定場所周辺に局限される」との措置は当たらない。</p> <p>また、当該通行の禁止等は、国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があるときに行われることとされており、都道府県警察においては、そうした緊急の必要がある場合には迅速に実施できるよう必要な態勢がとられている。</p> <p>以上のとおり、本件自動車の通行は国民保護法により担保されており、緊急自動車の対象とする必要はない。</p>